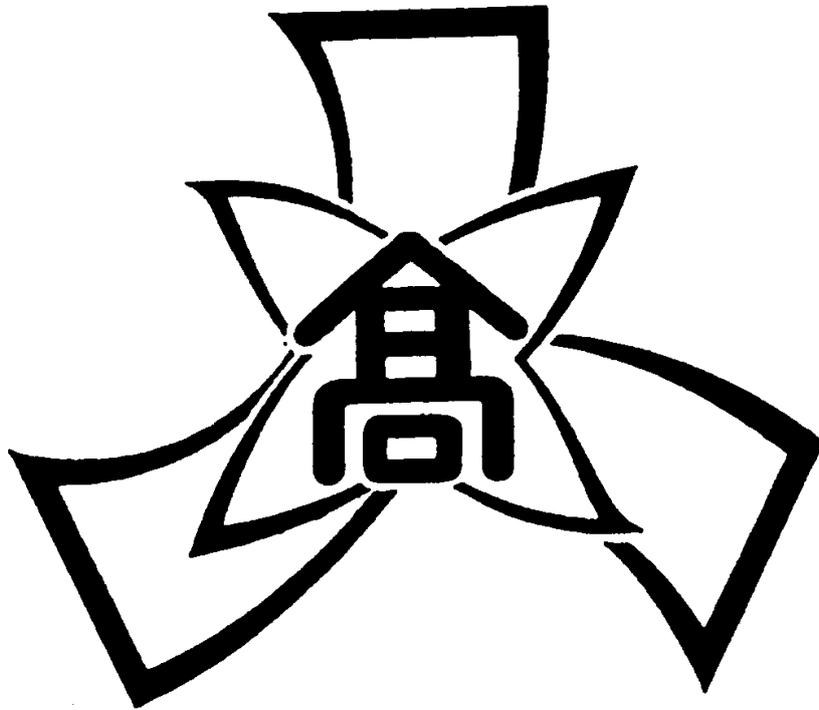


令和7年度

兵庫県立大学附属高等学校  
入学者選抜要綱



兵庫県立大学附属高等学校

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目11番1号

TEL(0791)58-0722・FAX(0791)58-0723

## 目 次

第1	入学者選抜の基本方針	.....	p	1
第2	入学者選抜の日程	.....	p	1
第3	調査書・学年学習評定一覧表等	.....	p	2
第4	推薦入学実施要領	.....	p	4
第5	特別の事情のある者の手続	.....	p	8
	県外から志願する者の手続	.....	p	8
○	そ の 他			
	〔付1〕 第5による特別事情について〔県外〕	.....	p	9
	〔付2〕 書類作成上の一般的注意	.....	p	10
	〔付3〕 学年学習評定一覧表（様式2）の在籍者等の欄の記入例	.....	p	10
	〔付4〕 入学者選抜に関する問い合わせ先	.....	p	10
	〔付5〕 令和7年度兵庫県立大学附属高等学校入学志願手続等に関する 期限等の一覧表	.....	p	11
	様式集	.....	p	12

# 令和7年度兵庫県立大学附属高等学校入学者選抜要綱

## 第1 入学者選抜の基本方針

令和7年度に兵庫県立大学附属高等学校（以下「高等学校」という。）に入学する者の選抜については、この要綱の定めるところにより、厳正に実施する。

### （課程・学科）

#### 1001(1) 課程

全日制課程

#### (2) 学科

総合科学科

### （出願資格）

1002 入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和7年3月に修了する見込みの者を含む）

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年3月に修了する見込みの者を含む）

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### （入学者選抜の方法）

1003 入学者の選抜は、推薦入学を志願する者に対して、高等学校単独で行う。

### （推薦入学）

1004 推薦による入学者選抜を実施する。その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、面接、要綱に基づいて実施する適性検査等の結果を資料として選抜を実施する。

## 第2 入学者選抜の日程

### 2001 推薦入学

(1) 願書受付 令和7年2月3日（月）、2月4日（火）、  
2月5日（水）

(2) 適性検査、面接等 令和7年2月17日（月）

(3) 合格者発表 令和7年2月21日（金）

### 第3 調査書・学年学習評定一覧表等

#### (調査書作成委員会の設置)

- 3001 中学校には、調査書作成委員会を設ける。
- 3002 調査書作成委員会は、中学校ごとに、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 3003 調査書作成委員会は、調査書(様式1)及び学年学習評定一覧表(様式2)を作成する。

#### (調査書の作成)

- 3004 調査書は、「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(令和元年7月2日付け教義第1273号、教特第1153号教育長通知)等に従って作成された生徒指導要録等に基づいて、厳正かつ客観的に記入しなければならない。

なお、特別支援学級において、生徒指導要録を特別支援学校の中学部生徒指導要録に準じて作成している場合には、それに基づいて記入する。ただし、第3学年の学習の記録の評定については、第3006項(2)による。

- 3005 名前については、外国人の場合、住民基本台帳に記載された名前を記入し、通称名は志願者名の欄の余白に( )をつけて記入する。
- 3006 各教科の学習の記録については、次のとおりとする。

- (1) 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録に基づき、5～1の5段階とする。
- (2) 第3学年の評定は、令和7年1月以降において、第1、第2学期の成績を十分参考にして行う。この場合、生徒全員について、教科ごとに、5段階とする。
- (3) 登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者についても、上記(2)に基づいて評定を行うことを原則とする。ただし、資料が整わないために上記(2)に基づく評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評定」と朱書する。

この場合、中学校長からの副申書(様式3)を調査書に添えて提出することとする。

- (4) 過年度卒業者については、生徒指導要録に記載した記録を記入する。この場合、第3学年の評定は朱書し、「参考事項」の欄に「○年度卒」と朱書する。
- (5) 県外の中学校から出願する者の第3学年の評定は、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて行った評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。
- (6) 第3学期に転入したため、その中学校での5段階評定ができない場合は、前の中学校の第2学期末の評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

また、第3学期になってからの海外からの帰国や施設からの編入学のため、その中学校での5段階評定ができない場合にも、同様に記入する。

- (7) 「総合的な学習の時間」における学習の活動及びその成果について顕著なものがあれば、「参考事項」の欄に簡潔に記載する。

(8)「参考事項」の欄には、上記(3)～(7)に関するもののほか、次の事項等で該当するものについて記入する。

ア 中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」に照らして、「観点別学習状況」の評価等における顕著な事項

イ 成績の変動の特に著しい者についての特記事項

ウ 特に優れている教科についての特記事項

3007 出欠の記録については、次のとおりとする。

(1) 第3学年の出欠の記録は、令和7年1月17日(金)までのものを記入する。

(2) 「欠席の主な理由」の欄には、欠席理由の主なものを記入する。

3008 特別活動の記録等については、次のとおりとする。

(1) 生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。

(2) その他調査書の各項目に関して特に参考となることがあれば記入する。

**(学年学習評価一覧表の作成)**

3009 学年学習評価一覧表は、中学校の第3学年の全員について記入する。特別支援学級から出願する者がある場合には、通常の学級と特別支援学級とに分けてそれぞれ作成する。

また、県外の中学校から出願する場合には、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成した学年学習評価一覧表を提出する。

3010 学習の評価合計の人数分布は、第3学年で5段階評価をした者全員について、それぞれの合計の数ごとの人数を記入する。

## 第4 推薦入学実施要領

### (募集定員等)

4001 募集定員は 160 名とし、推薦入学を許可する者の数は、募集定員のうち兵庫県立大学附属中学校からの進学者を除いた数とする。

### (出願資格・推薦基準)

4002 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和 7 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。
- (2) 県内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ）とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 5 による。
- (3) 本校総合科学科を第 1 志望とする者。
- (4) 本校総合科学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (5) 本校総合科学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

### (通学区域)

4003 高等学校を志願する者の通学区域は、兵庫県下全域とする。

### (推薦委員会の設置)

4004 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

4005 推薦委員会は、校長、教頭、第 3 学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

4006 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

### (出願手続)

4007 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の設置者が定める入学考査料を、2 月 3 日（月）から 2 月 5 日（水）までの間に、出身中学校長を経て附属学校総長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 5 日（水）は 9:00～12:00）とする。

なお、附属学校総長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2 月 3 日（月）又は 2 月 4 日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として 410 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

### 【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 4）（希望する受検会場を選択する）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式 5）（過年度卒業者のみ必要）
- (3) 第 4002 項(2)の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 附属学校総長が発行した入学志願承認書（第 5001 項に該当する者に限り必要）
- (5) 面接調査票（様式 8）
- (6) その他附属学校総長が必要とする書類

4008 中学校長は、次の書類をまとめ、2 月 3 日（月）から 2 月 5 日（水）までの間に、附属学校総長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式 7）
- (2) 調査書（様式 1）

4009 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。

(入学考査料)

4010 入学考査料は、下表に従って納入するものとする。

金額	納入方法
2,200 円	現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(面接・適性検査等)

4011 面接及び適性検査を実施する。

4012 面接は、本校総合科学科を志願する動機・理由、将来の進路及び自然科学や国際理解に対する興味・関心を確認できるものとする。

4013 適性検査は、本校総合科学科に対する受検者の適性と将来学習する上での能力とを判定できるものとする。

4014 面接及び適性検査は、本校及び兵庫県立大学明石看護キャンパス（明石看護キャンパス会場）において実施する。

4015 面接及び適性検査の期日は、2月17日（月）とし、その時間表は次のとおりとする。

8:30	集合
8:40 ~ 8:50	注意
9:10 ~ 10:00	数学
10:20 ~ 11:10	理科
11:30 ~ 12:20	英語
	昼食
13:10 ~	面接

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

(入学者選抜実施本部の設置)

4016 入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。

入学者選抜実施本部長は、附属学校総長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

4017 入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

4018 合否判定委員会は、附属学校総長が委員長、校長が副委員長となり、高等学校の教職員の中から附属学校総長が任命した委員をもって組織する。

4019 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

適性検査審査グループ

4020 書類審査グループは、附属高等学校の教員の中から附属学校総長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

4021 面接グループは、附属高等学校及び中学校の教員の中から附属学校総長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

4022 適性検査審査グループは、附属高等学校及び中学校の教員の中から附属学校総長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

4023 合否判定委員会は、総合科学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、総合科学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・適性検査の結果に基づく判定資料

### （書類の審査）

4024 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 本校総合科学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### （面接の審査）

4025 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### （適性検査の審査）

4026 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料（B）を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### （合格者の決定・発表等）

4027 附属学校総長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4028 合格者の発表は、2月21日（金）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4029 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

4030 合格とならなかった者が3月12日（水）に県内公立高等学校の学力検査等を実施する学科へ志願するときは、令和7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱第4107項により新たに出願する。

### （中学校長の任務）

4031 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を附属学校総長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～16:30の間に提出する（県教育委員会への提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した場合は提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

4032 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に附属学校総長と十分に連絡・協議を行う。

なお、「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願（様式6）については、第4007項の提出書類に準じて提出する。

**(附属学校総長の任務)**

4033 附属学校総長は、募集要項を作成する。

4034 附属学校総長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 募集定員
- (2) スクールポリシー
- (3) 教育課程上の特色
- (4) その他必要な事項

4035 附属学校総長は、願書受付期間中、毎日、志願者総数を学校内に掲示する。

4036 附属学校総長は、中学校長からの受検における特別措置の求めに応じ、中学校長と連絡・協議を行う。

なお、第 4032 項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。

4037 附属学校総長は、適性検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、適性検査問題等の採点終了までは、適性検査問題等保管責任者 2 名を定める。

**(その他)**

4038 その他必要な事項については、第 1、第 3 による。

**(注意事項)**

4039 附属学校総長及び中学校長は、入学願書の受付その他の手続については、特に正確を期さなければならない。

なお、出願資格等に違反が発覚した場合は、附属学校総長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後一家転住等で他県等へ移った場合は、転居先学区内の高等学校へ転校の手続を取らせなければならない。

**(特別選抜)**

4040 兵庫県立大学附属高等学校に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により適性検査等を受検できなかった者は、特別選抜を受検することができる。

4041 特別選抜の実施期日は、3月12日(水)とする。出願手続等の詳細は、別途定める。

4042 特別選抜の時間表は、次のとおりとする。

8:30	集合
8:40 ~ 8:50	注意
9:10 ~ 10:00	数学
10:20 ~ 11:10	理科
11:30 ~ 12:20	英語
	昼食
13:10 ~	面接

4043 特別選抜の実施後、附属学校総長は、合否判定委員会を設け、附属学校総長が委員長、校長が副委員長となり、高等学校の教職員の中から附属学校総長が任命した委員をもって組織する。

4044 合否判定委員会は、総合科学科の特色や教育内容に即して、特別選抜の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

4045 特別選抜の合格者の発表は、3月19日(水)とし、その時間は、附属学校総長が決定する。また、発表方法は附属学校総長が書面にて受検者に通知する。

## 第5 特別の事情のある者の手続

### 県外から志願する者の手続

- 5001 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、本校に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」(様式9)により、附属学校総長の承認を得なければならない。
- 5002 特別事情の内容、添付書類については、〔付1〕による。
- 5003 この件に関する事務手続は、1月10日(金)から1月31日(金)まで(土曜、日曜、祝日を除く)とする。受付時間は9:00~16:30で、兵庫県立大学附属高等学校において行う。
- また、附属学校総長へは郵送による申請も可とし、その場合は、1月24日(金)までに必着の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「入学志願承認申請書在中」と朱書すること)。
- なお、「入学志願承認書」(様式10)の送付用として490円分の切手(簡易書留料金を含む。返送する入学志願承認書が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形外角形2号封筒(24cm×33.2cm)を同封する。
- 5004 前項の手続により附属学校総長から交付された「入学志願承認書」(様式10)を、入学願書に添えて、附属学校総長に提出しなければならない。